

令和6年度新規

中央区放課後等デイサービス 事業補助金

区内に**新規開設**する**放課後等デイサービス**事業所を対象に、**開設前準備経費**および**運営に係る経費**の一部を**補助**をします。

補 助 要 件

- ① 区内に**令和6年4月1日以降**、開設する放課後等デイサービス事業者であること。
- ② 開設後の補助対象期間中の利用者は、**利用児童の7割以上を区民とし、かつ、月島地域(※)在住の児童**を受け入れること。
※住所が佃・月島・勝どき・豊海町・晴海の地域のこと。
- ③ 開設後少なくとも**3年間は送迎サービスを行うこと**。ただし、月島地域の事業所は送迎サービスの実施有無を問わない。

補 助 内 容

補 助 項 目	内 容			
①開設前賃料補助	対象経費	開設前に生じた賃借料（共益費を含む）・駐車場代などに係る経費。ただし、最大3カ月分までとする。		
	補助率	10/10	上限額	1事業所あたり300万円
②送迎費補助	対象経費	送迎用車両のリース料および駐車場代などに係る経費。ただし、最大2台までとする。		
	補助率	10/10	上限額	1事業所あたり1台につき5万円/月
	期間	開設から3年間		
③賃借料補助 ※新たに月島地域で開設する事業所のみ	対象経費	賃借料（共益費を含む）		
	補助率	1/4	上限額	1事業所あたり160万円/年
	期間	開設から3年間		

交付までの流れ

補 助 項 目	流 れ	
①開設前賃料補助	交付申請	① 申請前に区へ相談 事前に区へ相談してください。 ② 区へ交付申請 ※指定月の末日まで ＜提出書類＞ ・ 交付申請書 ・ 都知事から交付を受けた指定通知書の写し ・ 運営規程及び重要事項説明書 ・ 領収書、賃貸借契約書の写しその他の補助対象経費を明らかにする書類 等 ③ 区から交付決定 ④ 区へ請求 ⑤ 区から支払い
	実績報告	■ 区へ実績報告 ※指定を受けた日から3年間の間、指定日から1年ごとに指定月の末日まで助成要件を満たしている旨、実績報告をしてください。 ＜提出書類＞ ・ 実績報告書 ・ サービス提供実績記録票の写し 等 ※ ただし、下記②及び③の補助金の交付申請をする場合は、省略することができます。
②送迎費補助 及び ③賃借料補助 ※③は新たに月島地域で開設する事業所のみ	交付申請	① 申請前に区へ相談 事前に区へ相談してください。 ② 区へ交付申請 ※指定を受けた日から3年間の間、指定日から1年ごとに指定月の末日まで ＜提出書類＞ ・ 交付申請書 ・ 都知事から交付を受けた指定通知書の写し ・ 運営規程及び重要事項説明書 ・ 領収書、賃貸借契約書の写しその他の補助対象経費を明らかにする書類 等 ・ サービス提供実績記録票の写し ③ 区から交付決定 ④ 区へ請求 ⑤ 区から支払い

※補助対象期間中、補助要件を満たさなかった場合、補助金を返還していただく場合があります。